

J Aデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定の一部改正について

（２０２５年１０月１日実施）

（下線部分は改正部分を示す。）

改正	現行
第１章 総則 第１条【サービスの内容】 ～（省略） 第３条【利用資格】 第４条【反社会勢力との取引拒絶】 本サービスは、第１７条２ <u>（１）⑨のアからカ</u>、および<u>⑩アからオ</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１７条２ <u>（１）⑨のアからカ</u>、および <u>（１）⑩のアからオ</u>の１つにでも該当する場合は、当会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。 第５条【サービスの利用開始】 ～（省略） 第１０条【データの仕様】 第１１条【伝送意思確認】 当会が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認する方法は、次のとおり照合データにより実施するものとします。なお、契約者が照合データを利用しない場合は、依頼明細の伝送をもって意思確認があったものとします。 （１）契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行う <u>ものとします。</u> （２）当会は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付け <u>ます。</u> 第１２条【サービスの休止】 ～（省略） 第１６条【契約期間】 第１７条【サービスの解約】 １ （省略）	第１章 総則 第１条【サービスの内容】 ～（省略） 第３条【利用資格】 第４条【反社会勢力との取引拒絶】 本サービスは、第１７条２ <u>（１０）①から⑥</u>、および <u>（１１）①から⑤</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１７条２ <u>（１０）①から⑥</u>、および <u>（１１）①から⑤</u>の１つにでも該当する場合は、当会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。 第５条【サービスの利用開始】 ～（省略） 第１０条【データの仕様】 第１１条【伝送意思確認】 当会が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認する方法は、次のとおり照合データにより実施するものとします。なお、契約者が照合データを利用しない場合は、依頼明細の伝送をもって意思確認があったものとします。 （１）契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行う。 （２）当会は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付け <u>る。</u> 第１２条【サービスの休止】 ～（省略） 第１６条【契約期間】 第１７条【サービスの解約】 １ （省略）

改正	現行
2 当会からの解約 <u>(1)</u> 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を送付したときに生じるものとします。 <u>①</u> 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき <u>②</u> 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき <u>③</u> 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当会において契約者の所在が不明になったとき <u>④</u> 相続の開始があったとき <u>⑤</u> 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき <u>⑥</u> 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき <u>⑦</u> 解散、その他営業活動を休止したとき (削除) <u>⑧</u> 本利用規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき <u>⑨</u> 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>ア</u> 暴力団 <u>イ</u> 暴力団員 <u>ウ</u> 暴力団準構成員 <u>エ</u> 暴力団関係企業 <u>オ</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>カ</u> その他前各号に準ずる者 <u>⑩</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合 <u>ア</u> 暴力的な要求 <u>イ</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>ウ</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>エ</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>オ</u> その他前各号に準ずる行為 <u>カ</u> 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認め<u>る行為</u> <u>⑪</u> <u>本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相</u>	2 当会からの解約 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を送付したときに生じるものとします。 <u>(1)</u> 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき <u>(2)</u> 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき <u>(3)</u> 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当会において契約者の所在が不明になったとき <u>(4)</u> 相続の開始があったとき <u>(5)</u> 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき <u>(6)</u> 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき <u>(7)</u> 解散、その他営業活動を休止したとき <u>(8)</u> <u>当会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u> <u>(9)</u> 本利用規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき <u>(10)</u> 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>①</u> 暴力団 <u>②</u> 暴力団員 <u>③</u> 暴力団準構成員 <u>④</u> 暴力団関係企業 <u>⑤</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>⑥</u> その他前各号に準ずる者 <u>(11)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合 ① 暴力的な要求 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 <u>(12)</u> 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認め<u>たとき</u> (追加)

改正	現行
<u>応の事由があると当会が判断した場合</u> <u>⑫ 契約者が当会に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合</u> <u>⑬ 契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合</u> <u>⑭ 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>⑮ その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。</u> (2) 当会は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。	(追加) (追加) (追加) <u>(13)</u> その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき 当会は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
第18条【解約時のその他留意事項】 ～（省略）	第18条【解約時のその他留意事項】 ～（省略）
第22条【業務委託の承諾】	第22条【業務委託の承諾】
第23条【機密保持】 契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報（金融 EDI 情報を含みます。）については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。	第23条【機密保持】 契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報（金融 EDI 情報を含む。）については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。
第24条【協議事項等】 1 本規定等各条項の解釈について疑義が生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。 2 （省略）	第24条【協議事項等】 1 本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。 2 （省略）
第25条【準拠法・合意管轄】（省略）	第25条【準拠法・合意管轄】（省略）
第2章 基本サービス	第2章 基本サービス
第26条【総合振込・口座振込の事務委託】	第26条【総合振込・口座振込の事務委託】

改正	現行
1 (省略) (削除) <u>2</u> 当会は口座振込結果について、<u>振込日当日の当会所定の時刻</u>から照会できるよういたします。 (削除) (削除) 第27条【給与振込・賞与振込の事務委託】 (省略) 第28条【総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通】 1 振込先(口座振込を除<u>きます</u>。)として指定できる取扱店は、当会本店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座(以下、「振込指定口座」といいます。)は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店とします。 2 ～ (省略) 6 7 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除<u>きます</u>。) (1) (省略) (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻しを行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ① ～ (省略) ② ③ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 (3) (省略)	1 (省略) <u>2 口座振込にかかる振込結果について</u> 当会は口座振込結果について、<u>以下</u>の時刻から照会できるようにいたします。 <u>(1) 申しいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻</u> <u>(2) 申しいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当会所定の時刻</u> 第27条【給与振込・賞与振込の事務委託】 (省略) 第28条【総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通】 1 振込先(口座振込を除<u>く</u>。)として指定できる取扱店は、当会本店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座(以下、「振込指定口座」といいます。)は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店とします。 2 ～ (省略) 6 7 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除<u>く</u>。) (1) (省略) (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻しを行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ① ～ (省略) ② ③ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 (3) (省略)

改正	現行
第29条【口座振替の事務委託】 ～（省略） 第31条【口座番号変更】 第3章 通知サービス 第32条【通知対象口座】 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座は、契約者が当会に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。 （以下省略）	第29条【口座振替の事務委託】 ～（省略） 第31条【口座番号変更】 第3章 通知サービス 第32条【通知対象口座】 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座<u>および通知日時</u>は、契約者が当会に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。 （以下省略）